

入札公告

下記のとおり簡易型一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び大田市財務規則（平成 17 年大田市規則第 44 号）第 92 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 8 月 9 日

大田市長 榊 野 弘 和

記

1. 入札に付する事項

事 業 名	令和 6 年度 内部情報系ネットワーク端末更新事業			
物品納入場所	大田市大田町地内（大田市役所 分庁舎）			
リース期間	令和 6 年 11 月 1 日～令和 11 年 10 月 31 日			
納入期日	令和 6 年 10 月 31 日			
最低制限価格	設けない	支払条件	前 金 払	無
入札保証金	免除する		中間前金払	無
契約保証金	設けない		部 分 払	無
契約条項	内 容	賃貸借契約書による		
	閲覧場所	総務部総務課の閲覧所		
	閲覧期間	公告の日から入札日の前日まで（休日を除く）		
業務概要	ノート型パソコン：122 式 21.5 型モニター：122 式 ワイヤレスキーボード及びワイヤレスマウス：122 式 USB ハブ：122 式 アプリケーションソフト：122 式			

2. 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

令和 4・5・6 年大田市建設工事等入札参加資格者名簿の「物品・役務」に登載され、かつ次に掲げる条件を全て満足すること。

登録業種	物品（製造・販売）の電気・通信用機器類または電子計算機類または事務用機器類
地理的条件	大田市内に本社（本店）または営業所（支店）を有すること
取扱実績	問わない
その他	1. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと 2. 公告の日から申請書提出期限の日までの間に、大田市建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等にかかる措置要綱（平成 17 年大田市告示第 13 号）の規定による指名停止を受けていないこと 3. 大田市における市税等の未納の徴収金がないこと

	4. 次の各号のいずれにも該当しないこと ア) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てがなされている者 イ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者 ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続の申立てがなされている者 エ) 役員等（個人、若しくは法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者 オ) 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者 カ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者 キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者 ク) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 5. 入札に参加しようとする者の間に以下の資本関係又は人的関係がないこと（同一入札に参加する複数の者が以下の関係に該当する場合には、無効の入札とする） ア) 資本関係：以下のいずれかに該当する二者の場合 ただし子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社であると認められる場合は除く ・ 親会社と子会社の関係にある場合 ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 イ) 人的関係：以下のいずれかに該当する二者の場合 ただし会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社であると認められる場合は除く ・ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合 ・ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ウ) その他上記ア）、イ）と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合
--	---

3. 競争参加資格の確認

(1) 提出書類（様式については入札情報サービス（P P I）からダウンロードすること）

入札参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認書類を提出しなければならない。期限までに申請書を提出しない者は、本件の入札に参加することが出来ない。

- ① 競争参加資格確認申請書
- ② 業態調書

- ③ 大田市税等収納状況確認承諾書（法人分及び代表者個人分（共有分を含む）について必要）。ただし、代表者個人分については、法人代表者が県外在住の場合のみ、大田市税等が賦課のない申出書（代表者個人用）も可。

(2) 提出期限

令和6年9月3日（火）17：00

(3) 提出先

総務部総務課入札係

申請書を受け付けたときは、受付印を押した申請書の写しを交付する。

(4) 確認審査

競争参加資格の確認審査は、開札後に、落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行い、結果を通知する。資格審査において競争参加資格がないと認められた者については、競争参加資格審査結果通知書により通知するものとする。

(5) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、通知をうけた翌日から7日以内（休日を除く）に書面で理由の説明を求めることができる。説明を求めた者に対しては、書面を受け取った日の翌日から5日以内（同）に回答する。

4. 設計図書等の閲覧

閲覧期間	公告の日から入札日の前日まで（休日を除く）
閲覧場所	入札情報サービス（P P I）

5. 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問のある者は、質問書により発注担当課へ提出する。

提出期限	令和6年8月28日（水）17：00必着
回 答	令和6年8月30日（金）までに入札情報サービス（P P I）に掲載する

6. 現場説明会

行わない。

7. 入札（開札）日時及び場所

日 時	令和6年9月4日（水）9：30～
場 所	大田市役所本庁舎 2階第2会議室

8. 入札方法

- (1) 郵送による入札は認めない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 再度入札は2回までとする。

（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により、入札が不調の場合は随意契約することがある。）

- (4) 代理人をもって入札する場合には委任状を持参すること。

- (5) 入札者又はその代理人は、入札に際し、同一業務について同時に他の入札者の代理人になることはできない。
- (6) 入札開始前に受付印を押した申請書の写しを提出すること。
- (7) 入札を辞退するときは、入札執行前に辞退届を提出すること。
- (8) 入札者が1者であった場合も入札は成立するものとする。

9. 入札の無効

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格の無い者の入札
- (2) 虚偽の申請をした者の入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 明らかに不正によると認められる入札
- (5) 入札執行日までの間に、大田市から指名停止を受けた者の入札
- (6) その他入札の時点において競争参加資格のない者のした入札等、通常の入札において無効としている入札

10. 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の金額で応札をした者を対象として、落札予定者から入札価格の低い順に競争参加資格の審査を実施し、競争参加資格を満たしている者1者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定する場合、最低制限価格を下回る入札は失格とする。

なお、同じ最低価格をもって入札した者が2人以上ある場合は、くじにより順位をつけ、その上位の者から資格確認資料を審査する。

- (2) 落札者の決定は、原則として入札の翌日から起算して2日（休日を除く）以内に行うものとする。

11. その他

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (2) 入札書等の作成、提出に要する一切の費用は入札者の負担とする。

12. 問合せ先

発注担当部局 政策企画部情報企画課 電話番号 0854-83-8034

入札担当部局 総務部総務課 電話番号 0854-83-8020